

住宅金融公庫の概要

1. 設立根拠

昭和25年6月5日、住宅金融公庫法により設立

2. 業務内容

財政融資資金等の活用により、低利の融資を実現し、住宅を購入、又は、新築する者に、広く融資を行う。

3. 事業計画等

(1) 事業計画	平成13年度	55万戸、10.6兆円
	平成14年度	50万戸、8.1兆円
	平成15年度(概算要求)	41万戸、6.4兆円 (証券化支援事業分1万戸、0.2兆円含む)
(2) 融資残高	平成13年度末	522万戸、72.6兆円

4. 平成15年度予算について

「特殊法人等整理合理化計画」の趣旨を踏まえ、民間住宅ローン債権の証券化支援事業の開始、業務のスリム化・重点化等の改革を積極的に推進することとしている。

(1) 証券化支援事業の創設

民間金融機関等による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、証券化支援事業を創設し、15年度から実施する。

・証券化支援事業 2,000億円 (買取戸数1万戸)

(参考：公庫資産担保証券の発行量拡大 平成14年度 6,000億円

平成15年度(概算要求) 8,500億円)
(証券化支援事業分1,500億円含む)

(2) 業務のスリム化・重点化

直接融資戸数

平成14年度：50万戸 (事業費では8.1兆円)	平成15年度(概算要求)：40万戸 6.2兆円 (14年度に引き続き15年度も約1/4削減)
-----------------------------	---

特別割増融資額の縮減

[現行] 400万円/戸 [改正] 200万円/戸 等

証券化支援事業の導入等の公庫改革の方向

趣旨

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、次期通常国会で住宅金融公庫法を改正し、民間金融機関等による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、証券化支援事業を創設するとともに、引き続き、融資業務の段階的縮小等の公庫改革を進める。

改革の概要

1．証券化支援事業の立上げに向けた改革

(1) 住宅金融公庫の業務に、住宅資金に係る民間金融機関等の長期・固定金利の貸付債権について、次の業務を追加する。

当該貸付債権の譲受けの業務（買取型の証券化支援事業）

住宅融資保険が付いた貸付債権又はその信託受益権を担保とする債券等に係る債務の保証の業務（保証型の証券化支援事業）

(2) 証券化支援事業については、それぞれ特別勘定、基金を設ける。

(3) 買取型の証券化支援事業により公庫が譲り受けた民間金融機関等の貸付債権を公庫の債券に係る債務の担保に供するために信託することができることとし、当該貸付債権を担保とする債券の発行等を行う。

(4) 保証型の証券化支援事業に当たり、住宅融資保険については、元金、利息等を付保対象とする。

等

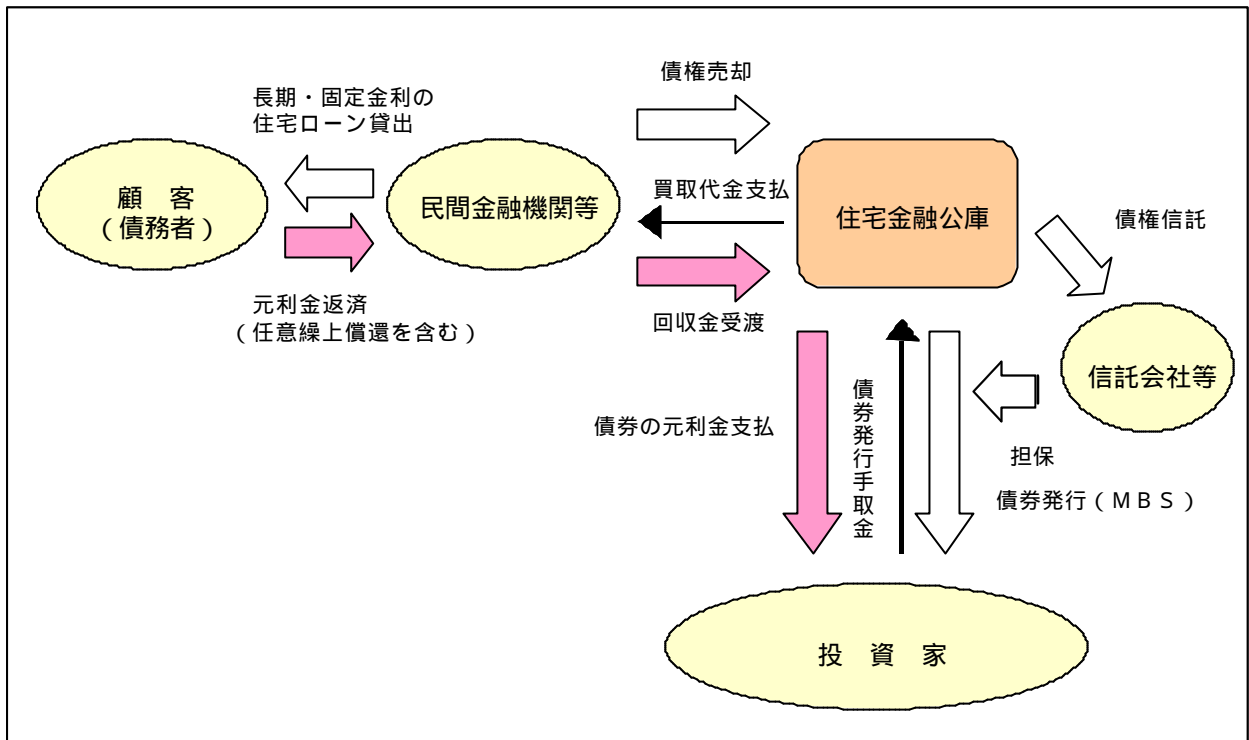
2．融資業務、組織見直しの方向

1の証券化支援事業の立上げに向けた改革を行った後、平成18年度までに以下の融資業務、組織の見直しを行う。

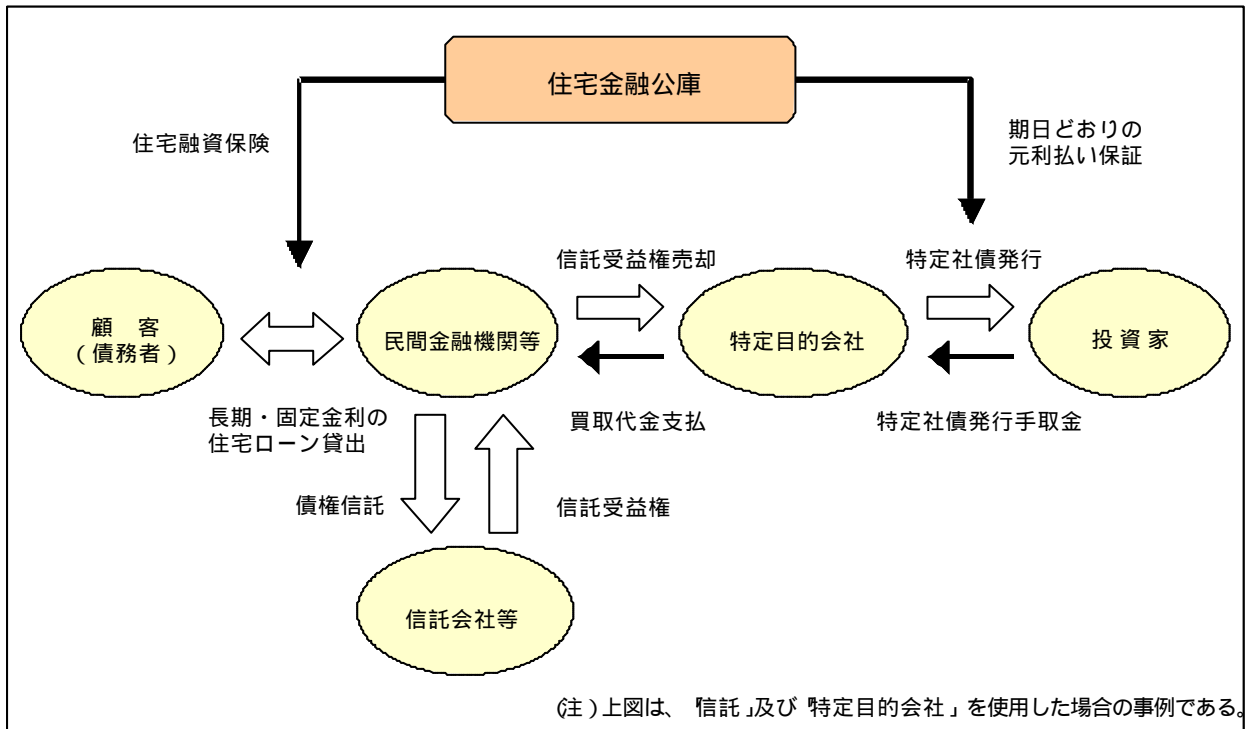
(1) 平成18年度までに公庫を廃止し、証券化支援事業を行う独立行政法人を設置する等、必要な措置を講ずる。

(2) 融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、上記独立行政法人設置の際に最終決定する。

< 証券化支援事業（買取型）のスキーム >



< 証券化支援事業（保証型）のスキーム >



(注) 上図は、「信託」及び「特定目的会社」を使用した場合の事例である。